

商店街DX推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、商店街組織及び商工団体（以下「商業団体」という。）が行う取組に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街組織

商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定される商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体並びにこれらの連合会等（市区町村内で組織されたものに限る）をいう。

(2) 商工団体

商工会法（昭和35年法律第89号）に規定される商工会及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定される商工会議所で、管轄内の商店街に係る補助対象事業を実施するものをいう。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、商業団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、別紙様式1-2（暴力団排除に関する誓約書）の（1）から（6）のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。既に事業実施主体に決定している、又は補助金の交付を決定している場合は、これを取り消し、補助金の一部又は全部を交付している場合は、その返還を求めるものとする。

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象になる事業は、商業団体がデジタル技術を活用して、商店街の来街者の利便性向上及び商店街の活性化を図る取組で、事業年度の2月末日までに完了するものとし、補助事業の対象経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は別表のとおりとする。

2 商業団体の運営改善及び組織強化事業並びに商業団体以外が主催する事業並びに国庫補助対象事業並びに県の他の補助制度の交付対象になる事業は、除くものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条の申請をするに当たって、事業実施主体が課税事業者（免税事業者及び易課税事業者以外）の場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分

の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付申請書の添付書類）

第6条 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業対象となる商店街の役員及び加盟店の代表者等の氏名、住所、店舗所在地、会社名（屋号）、業種及び連絡先を記した名簿（任意様式）
- (2) 事業実施主体の定款・規約等（事業実施主体が商工団体の場合、対象となる商店街の定款・規約等を含む）
- (3) 補助事業の実施体制に関する資料
- (4) 見積書の写し
- (5) 商店街会員店舗（以下「会員店舗」という。）が作成し、商業団体に提出した様式第1号別紙様式1－3
- (6) その他知事が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第7条 知事は商業団体から第5条の様式第1号の提出があったときは、別に定める審査基準及び審査手順により審査のうえ、適正と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業を実施する商業団体（以下「補助事業者」という）に通知するものとする。

2 知事は前項の審査において、既に交付決定されている他の補助事業者の交付決定額に応じて補助金額を調整することができる。

3 補助対象事業の着手時期は、第1項の交付の決定のあった日以降でなければならない。

（交付決定通知書の様式）

第8条 前条により交付を決定された補助事業者に通知する規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 知事は、交付決定に当たり、第5条第3項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第5条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第5条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについて、補助金の額の確定時点において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で、知事が当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとなる旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条に規定する申請の取下げの期間は、交付決定通知書を受領した日から7日以内とする。

2 前項の規定による申請の取下げを行おうとするときは、様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る計画を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、様式第4号の変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更とは次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象経費の20%を超えない流用を行うとき。

(2) 変更内容が補助金の交付目的に反せず、かつ事業の対象、数量、実施方法等に大幅な変更がないもの。

(変更等の承認)

第11条 知事は、前条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第5号により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業遅延の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第6号の報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業遅延に係る指示)

第13条 知事は、前条の遅延の報告があったときは、書面により補助事業者に必要な指示を行うものとする。

(状況報告)

第14条 規則第11条の規定による状況報告について、知事が必要と認めて要求したときは、補助事業者は、様式第7号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第15条 規則第13条の報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 様式第9号による検査調書

(2) 支出が確認できる書類の写し（請求書、領収書、通帳の写し）

(3) （新たに機器を導入した場合）キャッシュレス決済端末等のデジタル機器（以下「デジタル機器等」という。）の導入が確認できる写真

(4) （会員店舗にデジタル機器等を貸し出す場合）貸出条件および貸出状況が分かる資料

(5) その他知事が必要と認めるもの

3 第5条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出するに当たって、補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合で、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

(実績報告書の提出時期)

第16条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内又は補助事業の実施年度の3月10日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(額の確定通知書の様式)

第17条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第10号により行う。

(補助金の支払)

第18条 補助金は規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部（交付決定額の最大3分の2まで）について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第1号の補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第15条第3項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）等を様式第12号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実施効果の報告)

第20条 補助事業者は、補助事業が完了してから6か月後から12か月後までの期間に事業の実施効果を測定し、速やかに様式第13号により知事に報告しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもつて管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 補助事業者が取得したデジタル機器等については、必要に応じて、会員店舗に貸し出し又は保管させることができるものとする。ただし、取得価格が10万円以上のデジタル機器等については、補助事業者から会員店舗に貸し出すものとする。

3 補助事業者は、取得価格10万円以上のデジタル機器等を会員店舗に貸し出す場合は、別紙様式1-3を貸出店舗に提出させるとともに、貸出条件を明確にし、貸出状況を管理しなければならない。

4 取得財産等のうち、規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、取得価格が10万円以上のものとする。

5 補助事業者は、前項に定める取得財産等について、様式第14号による取得財産等管理台帳（明細表）を備え管理しなければならない。

6 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、事業年度終了（当該財産取得）後5年とする。

7 補助事業者は、第4項に定める取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければな

らない。

8 知事は、補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があつたときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類の整備等)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならぬ。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第23条 補助事業者は、規則第5条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(収益納付)

第24条 知事は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第25条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

(適用範囲)

第26条 この要綱の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、適用しない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第27条 知事は、別途定める一定の要件に該当した場合、補助金交付決定の全部または一部を取り消し、補助金の返還を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助対象事業

補助対象事業は下記条件をすべて満たすものとする

条件①：キャッシュレス決済端末等（スマートフォン、タブレット端末含む）の活用を伴う

条件②：商店街の来街者の利便性向上及び商店街の活性化につながる

2 補助対象事業の例

- ・デジタル地域ポイントの導入
- ・デジタル地域通貨の導入
- ・紙チケットや紙商品券の電子化
- ・商店街アプリの導入

3 補助率・補助上限

補助率：3分の2以内

補助上限額：500万円

4 対象経費・対象外経費

(対象経費)	(対象外経費)
<ul style="list-style-type: none">・印刷製本費・物品購入費（デジタル機器、事業に使用する消耗品等）・委託費（システム開発等）・使用賃借料（会場、付属設備等）・役務費（郵送代、広告代）・謝金、賃金等・システム利用料、リース・レンタル料（新たに導入した初年度分かつ令和6年2月末までに支出済となる分のみ）	<ul style="list-style-type: none">・ポイント還元費用、割引料・割賦支払による経費・通信費用（wi-fi使用料など、補助事業以外にも使用できる汎用性の高いもの）・間接的な経費・景品等・その他知事が定めるもの

5 関連事業の例

上記補助対象事業と組み合わせることで、補助対象となる関連事業の例

※単独では補助対象にならない

- ・会員店舗のキャッシュレス決済の導入
- ・データ分析ソフト導入
- ・A R（拡張現実）技術の導入
- ・商店街ホームページ開設
- ・デジタルサイネージ設置
- ・A I カメラ設置
- ・商店街のE Cサイト開設
- ・Wi-Fi設置
- ・勉強会・セミナー開催（デジタル化に関するもの）

様式第1号（第5条関係）

商店街DX推進事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

主たる事務所の所在地

事業実施主体名

代表者職・氏名

上記補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 対象となる商店街

2 補助金交付申請額

金 円

3 補助事業の実施計画及び添付書類等

別紙様式1-1のとおり

4 事業の着手及び完了（予定）期日

着手（予定）期日 令和 年 月 日

完了（予定）期日 令和 年 月 日

（連絡担当者）

役職・氏名：フリガナ

電話：

Eメール：

別紙様式 1 - 1

補助事業実施計画

1 事業実施主体の概要

(フリガナ) 名 称		所 在 地	
(フリガナ) 代表者 職・氏名		電話番号	
会 員 数	名		
設立年月	年 月		

事業に参加する商店街（商工団体が実施主体の場合）

商店街名	住所	代表者	電話番号	会員数

2 事業計画等

取組テーマ		実施時期	
事業内容			
事業効果			
(定性面)			
(定量面)			
・ 成果指標			
・ 成果目標			
・ 測定方法			

3 対象条件の確認

条件① キャッシュレス決済端末等(スマートフォン、タブレット含む)の活用を伴う (A/B \geq 1/2)	(条件①に該当する事業への参加会員店舗数)	店舗(A)
	(店舗で対面決済を行う業種の会員店舗数※)	店舗(B)
	(参考) (商店街の全会員店舗数)	店舗
	(説明)	

条件② 商店街の来街者の利便性向上及び商店街の活性化につながる	(説明)

※商店街会員のうち、主に下記のものを除く会員数

- ・申請時点で休業している店舗
- ・医療施設
- ・福祉施設
- ・工場
- ・事務所

4 上記条件①に該当する事業への参加会員店舗名 (名簿や任意の様式も可)

	店舗名	業種	配置 端末		店舗名	業種	配置 端末
1				21			
2				22			
3				23			
4				24			
5				25			
6				26			
7				27			
8				28			
9				29			
10				30			
11				31			
12				32			
13				33			
14				34			
15				35			
16				36			
17				37			
18				38			
19				39			
20				40			

5 交付を受けようとする補助金の額の算出基礎等

	総収入額 $a=b+c+d$	円	総支出額 $e=f+g$	円
内 訳	県補助額 b	円	内 訳 補助対象経費 f	円
	事業実施主体 等負担額 c	円	補助対象外経費 g	円
	その他収入額 d	円		

※ $a=e$

6 事業実施主体等負担額(c)及びその他収入額(d)の内訳

(単位 円)

負担者名	金額	負担方法
合計 $c+d$		—

7 経費の内容等

(単位 円)

経費区分	補助対象経費	補助対象外経費	内容等(内訳・積算等)
【DX事業】			
小計			
【関連事業】			
小計			
合計	f	g	—

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
事業実施主体名
代表者名

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかつたと認められるとき。

別紙様式 1-3 (商店街会員店舗が作成し事業実施主体に提出)

商店街DX推進事業に係るデジタル機器使用申請書

令和 年 月 日

(あて先) 商店街名・代表者名 (商工団体名・代表者名)	(申請者) 事業所所在地 会員店舗名(企業名・屋号) (代表者名) 電話番号 業種
------------------------------------	--

下記のデジタル機器等の使用を申請します。

使用するデジタル機器等

機器製品名等	台数	使用目的・使用方法

※取得価格が10万円以上のデジタル機器等を使用する会員店舗は必ず作成すること

商店街DX推進事業補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

補助事業者 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった上記補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定金額
金 円

2 交付決定内容

3 支払方法

4 交付の条件

- (1) 補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、商店街DX推進事業補助金交付要綱（令和5年4月1日決裁。以下「要綱」という。）、商店街DX推進事業補助金交付要領（令和5年4月1日決裁。以下「要領」という。）に定めるところに従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、次の各号の一に該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき
 - イ 補助対象経費の20%を超える流用を行うとき
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) (1) 又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させことがある。
- (5) 補助事業者は、要綱第5条第3項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助金の額の確定時点においてもなお消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、補助事業者が補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した時点で要綱第19条に定める様式第12号により速やかに知事に報告するとともに、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を知事に返還しなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間整備しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格が10万円以上のもの）については、「取得財産等管理台帳（明細表）」（様式第14号）を備え、管理しなければならない。
- (9) 知事は必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員に帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問せざることがある。

この交付決定に対して不服がある場合における規則第8条に規定する申請の取下げは、要綱第9条第1項の規定により、この交付決定通知を受けた日から7日以内とする。

商店街DX推進事業補助金申請取下げ届出書

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助金の交付申請を、下記理由により取り下げたいので、商店街DX推進事業補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

1 申請を取り下げる理由

様式第4号（第10条関係）

商店街DX推進事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、商店街DX推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容及び理由
- 2 変更申請事業計画書
(様式第1号の記以下の記載要領に準ずること)

様式第5号（第11条関係）

商店街DX推進事業変更（中止・廃止）（不）承認書

第 号
令和 年 月 日

補助事業者 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を通知し、令和 年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請があった上記補助事業については、下記のとおりです。

記

1 承認・不承認

2 その他（条件等）

商店街DX推進事業遅延報告書

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業について、商店街DX推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

(1) 当初予定

(2) 実績及び今後の計画

2 同上に要した経費

区分	当初の予算（円）	支出済の額（円）
合計		

3 遅延の内容及び理由

(1) 遅延の内容

(2) 遅延の理由

4 遅延に対してとった措置

商店街DX推進事業遂行状況報告書

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の遂行状況について、補助金等の交付手続等に関する規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（別紙のとおり）

2 事業着手 令和 年 月 日

3 事業完了予定 令和 年 月 日

別紙

事 業 遂 行 状 況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額（円）	収入済額（円）	収入未済額（円）	備考

(2) 支出の部

区分	予算額（円）	支出済額（円）	支出未済額（円）	備考

2 事業別状況

費目	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)		

商店街DX推進事業実績報告書

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額
金 円
- 2 補助金の実績報告額
金 円
- 3 補助事業の実績等
別紙様式8—1

別紙様式 8-1

補助事業の実績

1 補助事業者の概要

(フリガナ) 名 称		所 在 地	
(フリガナ) 代表者名		電話番号	
会 員 数	名		
設立年月	年 月		

事業に参加した商店街（商工団体が実施主体の場合）

商店街名	住所	代表者	電話番号	会員数

2 実施結果等

取組テーマ		実施時期	
補助条件確認	(条件①※に該当する事業への参加会員店舗数)	店舗	
	(店舗で対面決済を行う業種の会員店舗数)	店舗	
	(参考) 商店街の全会員店舗数	店舗	
結果・変更点	※キャッシュレス決済端末等（スマートフォン、タブレット端末を含む）の活用を伴う事業		

3 効果測定

指標		
目標		
測定方法		
結果	事業実施前(測定時期：)	事業実施後(測定時期：)

4 自己評価

総合評価	A ・ B ・ C		
評価項目	評価	理由	
デジタル技術を活用した事業の実施により、商店街が抱える課題の解決につながったか	A・B・C		
商店街の来街者の利便性向上及び商店街の活性化につながったか	A・B・C		

※ A 十分にできた B 概ねできた C あまりできなかった のいずれかに○印を付け、「理由」欄にその理由を記載すること

5 条件①に該当する事業への参加会員店舗名（申請時と変更がない場合は記入不要）

	店舗名	業種	配置端末		店舗名	業種	配置端末
1				21			
2				22			
3				23			
4				24			
5				25			
6				26			
7				27			
8				28			
9				29			
10				30			
11				31			
12				32			
13				33			
14				34			
15				35			
16				36			
17				37			
18				38			
19				39			
20				40			

6 事業実績に基づく補助金の額の算出基礎等

総収入額 a=b+c+d	円	総支出額 e=f+g	円	
内 訳	県補助額 b	円	内 訳 補助対象経費 f	円
	補助事業者等 負担額 c	円	補助対象外経費 g	円
	その他収入額 d	円		

※ a=e

7 補助事業者等負担額(c)及びその他収入額(d)の内訳

(単位 円)

負担者名	金額	負担方法
合計	c+d	

8 経費の内容等

(単位 円)

経費区分	補助対象経費	補助対象外経費	内容等(内訳・積算等)
【DX事業】			
小計			
【関連事業】			
小計			
合計	f	g	—

商店街DX推進事業補助金検査調書

検査日 令和 年 月 日

補助事業者名

役職名

氏名

項目	確認	
1 補助事業者は、事業の実施において交付決定内容及び条件に従っていたか。	<input type="checkbox"/>	
2 事業ごとの収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えているか。	<input type="checkbox"/>	
3 収入及び支出等についての証拠書類を整理保管しているか。	<input type="checkbox"/>	
4 自己資金の負担方法は適正か。	<input type="checkbox"/>	
5 借入金やその返済方法などに問題はないか。	<input type="checkbox"/>	
6 事業の記録は整理されているか（写真、会議録など）	<input type="checkbox"/>	
7 取得財産等の管理体制等は適正か。	<input type="checkbox"/>	
8 補助事業者及び商店街会員は、申請に照らして、事業を適正に行っていたか。	<input type="checkbox"/>	

様式第10号（第17条関係）

商店街DX推進事業補助金確定通知書

第 号
令和 年 月 日

補助事業者 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした上記補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった事業実績報告書等により審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定に基づき通知します。

記

交付すべき金額 金 円

商店街DX推進事業補助金請求書

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知を受けた上記の補助金について、商店街DX推進事業補助金交付要綱第18条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 対象となる商店街名
- 2 補助金の交付請求金額
金 円
- 3 振込先口座情報等

金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号
		普通・当座	

口座名義（カタカナ）_____

※通帳の表紙裏等にカタカナで印字されている名義を記入すること
また、確認用資料として、該当部分の写しを提出すること

債権者コード（13桁）No. _____
※埼玉県の債権者登録（振込先口座情報等の登録）をしている場合は記入すること

商店街DX推進事業補助金に係る消費税
及び地方消費税の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知を受けた上記事業の補助金について、商店街DX推進事業補助金交付要綱第19条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 対象となる商店街名
- 2 補助金の額（県が確定通知書により通知した額）
円
- 3 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額
円
- 4 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
円
- 5 補助金返還相当額（4 - 3）
円

(注) 1 積算の内訳を添付してください。
2 課税事業者であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税等仕入控除による減額等の対象額とは限りません。

商店街DX推進事業補助金事業実施効果等報告書

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受け実施した上記補助事業の実施効果について、商店街DX推進事業補助金交付要綱第20条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 効果測定の概要

取組テーマ		取組の実施時期	
事業内容			

2 効果測定の結果

時期	事業実施前 (測定時期:)	事業実施後 (測定時期:)	事業完了から12か月後まで (測定時期:)
結果			
その他特記事項			

3 事業実施による効果

指標		目標達成度(※1)
目標		A B C D E
結果		

※1 目標の達成度に応じてA～E(※2)に○を付けてください。

※2 A：10割以上 B：8割～9割程度 C：6割～7割程度 D：3割～5割程度 E：3割未満

様式第14号（第21条関係）

取得財産等管理台帳（明細表）

補助金名：商店街DX推進事業補助金

補助事業者名：_____

財産名 (区分)	財産取得者	規格	数量	単価（円）	金額（円）	取得年月日	保管場所	県補助率	備考

（注）1. 対象になる取得財産等は、取得価格又は効用の増加額が10万円以上のものとします。

2. 「数量」欄は、同一規格であれば一括して記入して差し支えありません。ただし、単位が異なる場合は区分して記入してください。
3. 「取得年月日」欄は、検査を行う場合は、検査年月日を記入してください。
4. 「保管場所」欄は、名称及び住所を記入してください。
5. 財産取得者と使用者が異なる場合は、「備考」欄に使用者名を記入してください。

商店街DX推進事業財産処分承認申請書

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

主たる事務所の所在地
補助事業者名
代表者職・氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた上記事業の補助金により取得した財産の処分の承認を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第19条の規定により申請します。

記

1 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称 (品目・型式等)	取得金額	処分の方法・時期	処分の理由
仕様	取得年月日		

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

（注）処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換又は担保の提供の別を記載すること。